

第二号様式（点字による投票の投票用紙の様式）（第三条関係）  
その一

最高裁判所裁判官国民審査投票

点 字 投 票

都（道府県）  
（市）（区）（町）  
（村）選挙管  
理委員会印

○ 注 意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
- 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

備考

- 一 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 二 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 三 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

最高裁判所裁判官国民審査

在外投票点字投票

○ 注意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
- 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

総務大臣印

備考

- 一 総務大臣の印は、刷込み式とする。
- 二 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。